

新型コロナウイルス感染拡大防止のための学級閉鎖等の考え方について

学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染事案が発生した場合

学校での感染の
広がりはない

※個別の対応のみで、
学級閉鎖等の対応
はありません。

学校での感染の広がり可能性がある

【学級閉鎖】（1～2日間程度）

- 児童・生徒の登校後は給食を食べて下校、翌日から当該学級の給食提供は停止します。
- 学校は教育委員会と連携し、濃厚接触者の有無などについて調査を行い、その有無については保健所が判断します。

濃厚接触者等はおらず、感染の
広がりはないと判断された場合

※教育活動を再開します。
感染しているのが児童・生徒の場合は、
出席停止となります。その期間は保健所
の指示によります。

濃厚接触者等が確定し、感染の広がりが
あると判断された場合

【学級閉鎖】を継続（さらに5日間程度）

- 「オンライン授業」を開始します。 ※午前中のみ実施
 - ※感染している、又は濃厚接触者等と指定された児童・生徒について
健康状態や希望に応じて、自宅等で「オンライン授業」に参加可能です。登校は
できません。
 - ※それ以外の児童・生徒について
 - 【家庭のWi-Fi環境等が整っている場合】
可能な限り自宅等で「オンライン授業」に参加します。
 - 【家庭のWi-Fi環境等が整っていない場合など】
特例として、保護者の希望により、学校に登校して「オンライン授業」に参加
することが可能です。
- 当該学級の給食提供は停止のままとなります。
 - ※給食費の返金は、学級閉鎖の継続が決まった日の翌日を一日目と数え、三日目以降
が対象となります。（土日祝日はカウントしません）

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は学年閉鎖、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業となります。